ロ　空中線電力が一〇ミリワットを超え二五〇ミリワット以下のもの	（一）七四デシベル
ハ　空中線電力が二五〇ミリワットを超えるもの	空中線電力が二五〇ミリワットを超えた分を（一）七四デシベルから減じた値
［(2)　略］	
［削る］	

［削る］

四　［略］

五　キャリアセンスの備付けを要しない無線設備は、次のとおりとする。

1　テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用

［(1)　略］	
(2)　九一五・九MHz以上九二八・一MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備であって、等価等方輻射電力が三デシベル以下（一ミリワットを〇デシベルとする。）のもの	(2)　同上
	(3)　使用する無線チャネルが空き状態であるとの判定に要する時間は、五ミリ秒以上であること。
	(4)　(3)の条件にかかわらず、九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用するものについて、一時間当たりの送信時間の総和が三六〇秒以下である場合は、使用する無線チャネルが空き状態であるとの判定に要する時間は一二八マイクロ秒以上とする。
［削る］	［同上］

四　［同上］

五

1　［同上］

［(1)　同上］	
(2)　空中線電力一ミリワット以下の無線設備であって、九一五・九MHz以上九二八・一MHz以下の周波数の電波を使用する場合であり、かつ、一時間当たりの送信時間の総和が三・六秒以下であるもの	(2)　同上
(3)　九一五・九MHz以上九二八・一MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備であって、他の無線設備からの要求（送信する無線チャネルについて、キャリアセンスを行ったものに限る。）からの応答であって、送信時間が〇・〇五秒以下となるもの	(3)　同上
(4)　［同上］	(4)　同上
［(3)　略］	
［2～6　略］	［2～6　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十九年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現に受けている九二〇・五MHz以上九二八・一MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この告示の施行後においても、なおその効力を有する。

3　この告示による改正前の平成元年郵政省告示第四十九号の規定に適合する九二〇・五MHz以上九二八・一MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備については、平成三十年三月三十一日までの間に限り、この告示による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例により技術基準適合証明等を受けることができる。この場合において、当該技術基準適合証明等の効力については、前項の規定を準用する。

○総務省告示第二百八十七号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十三条第六号の規定に基づき、平成二年郵政省告示第二百四十号（無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月十一日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。